

**第2次菊池広域連合  
地球温暖化対策実行計画  
【事務事業編】  
(令和7年度中間見直し版)**

令和8年3月

菊池広域連合

# 目次

<b>1. 背景</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 基本的事項</b> .....	<b>2</b>
(1) 目的.....	2
(2) 対象とする範囲.....	2
(3) 対象とする温室効果ガス.....	2
(4) 計画期間.....	3
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け.....	3
<b>3. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況</b> .....	<b>4</b>
(1) 目的.....	4
<b>4. 温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	<b>6</b>
(1) 目標設定の考え方.....	6
(2) 温室効果ガスの削減目標（実際に達成可能な目標を設定）.....	6
<b>5. 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>8</b>
(1) 取組の基本方針.....	8
(2) 具体的な取組内容.....	8
<b>6. 本実行計画の推進体制</b> .....	<b>11</b>
(1) 推進責任者及び推進担当者.....	11
(2) 推進体制.....	11

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）が策定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減することが掲げられました。

その後、同計画は2021年10月22日の閣議決定により改定され、2030年度に2013年度比46%削減する目標が示されています。

また、政府の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出削減を目的として策定されている政府実行計画においては、2021年10月22日の閣議決定により2030年度に2013年度比50%削減の目標が設定され、さらに令和7年2月18日の閣議決定により、2035年度65%削減、2040年度79%削減の目標が設定されています。

菊池広域連合（以下「本連合」という。）においても、現在まで、施設機器の更新時に省電力化を進めること等を始めとして、出来る限り温室効果ガスの排出量を抑える取組を行ってきました。

今般、本計画に基づき、地方公共団体実行計画の見直しを行うものです。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

菊池広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本連合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

本実行計画の対象範囲は、本連合が管理している次の9施設の事務及び事業とします。

- (ア) 菊池火葬場
- (イ) 大津火葬場
- (ウ) クリーンセンター花房
- (エ) 菊池広域連合消防本部（同一敷地内の菊池広域連合南消防署を含む）
- (オ) 菊池広域連合北消防署
- (カ) 菊池広域連合西消防署
- (キ) 菊池広域連合桜消防署
- (ク) 菊池環境工場クリーンの森合志
- (ケ) 環境美化センター

※菊池広域連合事務局事務所（菊池市泗水支所3階）は菊池市管理のため対象外とする。

### (3) 対象とする温室効果ガス

本実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、次の6種類とします。

- ① 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- ② メタン（CH<sub>4</sub>）
- ③ 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ⑤ パーフルオロカーボン（PFC）
- ⑥ 六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

ただし、⑤パーフルオロカーボン（PFC）及び⑥六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は、それらの排出実態の把握が困難であり、本連合の事務事業からの排出も想定できないことから算定対象から省くこととします。

(4) 計画期間

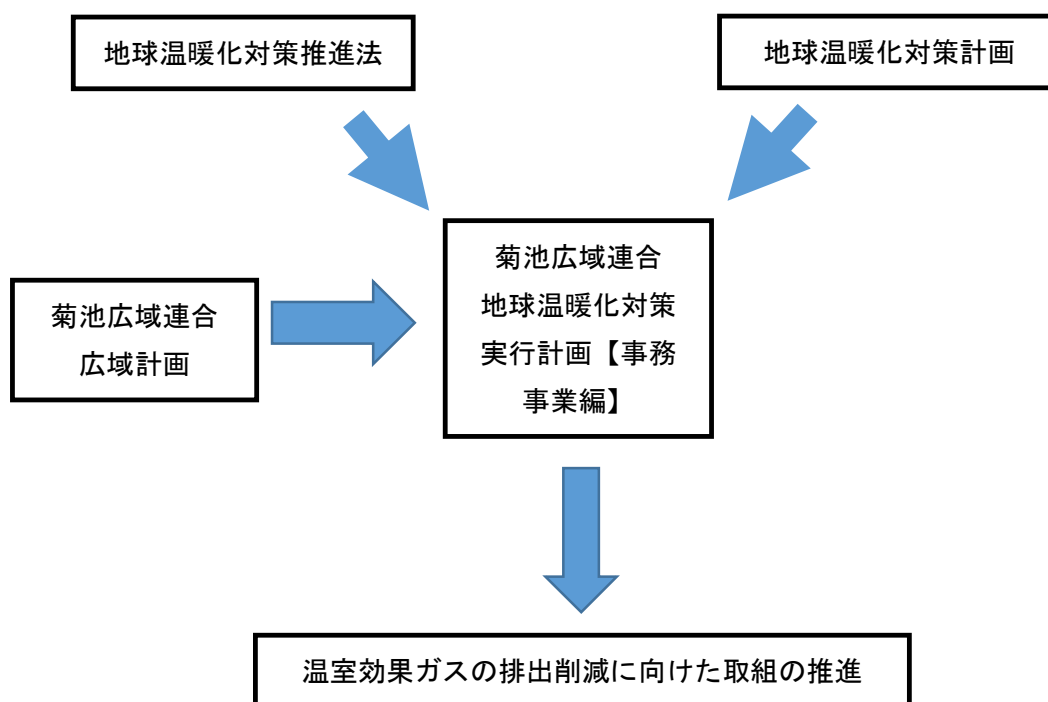
令和 3 年度から令和 12 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の令和 7 年度に計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	R1	...	R3	R4	R5	R6	R7	...	R12
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		統合に よる計 画改定		計画 見直し		目標 年度
計 画 期 間			→		→				

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び本連合の広域計画に即して策定します。

《本実行計画の位置付け》



### 3. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

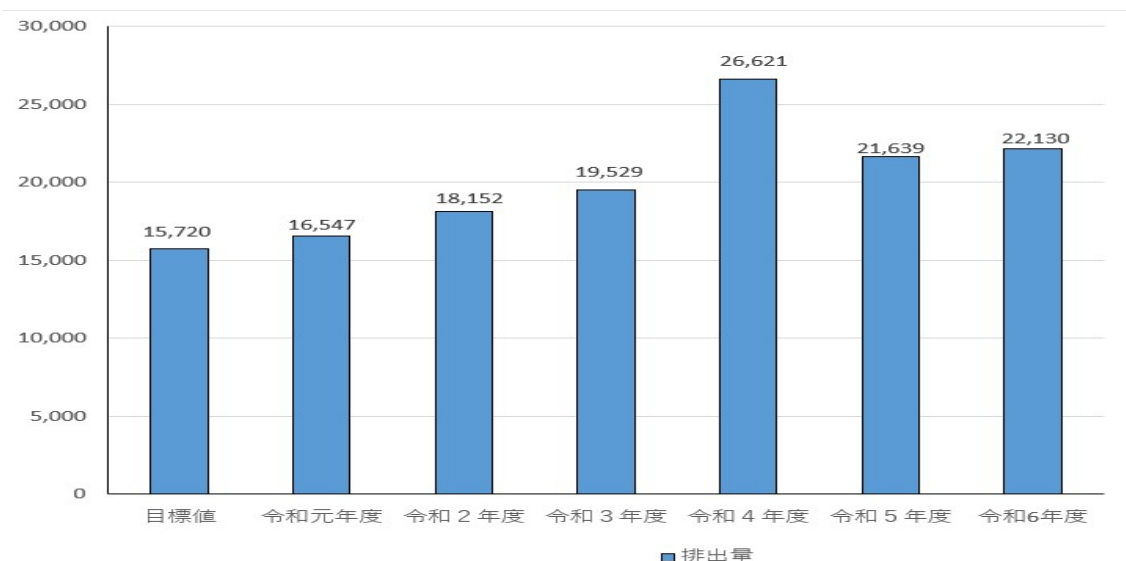
#### (1) 「温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量」の排出量

菊池広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス（二酸化炭素総排出量）」は、基準年度である令和元年度において1,298t-CO<sub>2</sub>、旧保全組合では14,644,178 kg-CO<sub>2</sub>≒14,644 t-CO<sub>2</sub>となっています。見直し時点における直前年度である令和6年度においては、計22,130 t-CO<sub>2</sub>となっています。管内の人口増加及び高齢化に伴う火葬件数の増加、災害件数・救急指導・救命指導・立入検査数の増加に伴う消防活動の増加が要因となり、排出量が増加したと思われる。

【表1】は、目標設定をした令和元年度以降の統合前の本連合及び旧保全組合における温室効果ガスの排出量の合計を表したものです。

各年度及び各団体の排出量内訳は、【表2】のとおりとなっています。※統合前の本連合の排出量について、実行計画では二酸化炭素のみ排出量の削減目標を定めているため、比較のため二酸化炭素のみの排出量を示しております。

【表1】

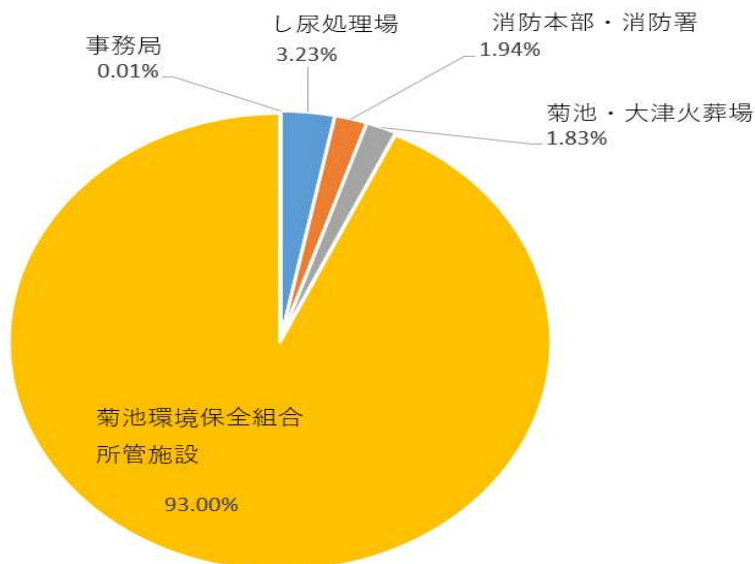


【表2】

内訳	年度	目標値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	①旧菊池環境保全組合			15,249	16,884	18,240	25,215	20,087
うち二酸化炭素			14,644	16,268	17,498	24,500	19,474	20,007
②旧連合（二酸化炭素）			1,298	1,268	1,289	1,406	1,552	1,550
③総排出量（=①+②）		15,720	16,547	18,152	19,529	26,621	21,639	22,130
目標値に対する割合（%）			基準年	115%	124%	169%	138%	141%

【図1】は、見直し時点における直近年度である令和6年度分二酸化炭素排出量の施設別の割合を表したものです。旧保全組合所管施設（ごみ処理場）が全体の93.00%を占め、次いでし尿処理場が3.23%、消防本部及び各消防署が1.94%、両火葬場が1.83%、事務局が0.01%となっています。

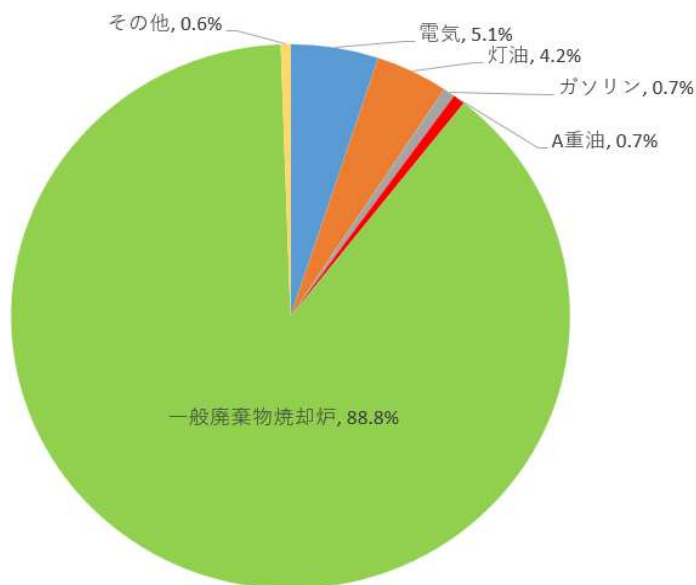
【図1】施設別「温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量」の割合（令和6年度実績）



■ し尿処理場 ■ 消防本部・消防署 ■ 菊池・大津火葬場 ■ 菊池環境保全組合所管施設 ■ 事務局

また、発生元種別では、【図2】のとおり一般廃棄物焼却炉が全体の88.8%を占め、次いで電気5.1%、それ以外の種別計で6.1%となっています。

【図2】発生元種別「温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量」の割合（令和6年度実績）



■ 電気 ■ 灯油 ■ ガソリン ■ A重油 ■ 一般廃棄物焼却炉 ■ その他

## 4. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

本計画における温室効果ガスの排出削減目標については、国の地球温暖化対策計画等の趣旨を踏まえつつ、本連合の事務及び事業の特性を考慮して設定します。

本連合は特別地方公共団体として、総務、介護認定、火葬、し尿処理、ごみ処理及び消防の事務・事業を実施しています。

このうち、火葬、し尿処理及び消防の事業は、住民生活の維持及び生命・身体の保護に直結する基礎的行政サービスであり、高齢化の進展や人口動態、災害発生状況等の外的要因により、火葬件数、処理量、出動件数等の業務量が変動する構造となっています。

近年、これらの指標はいずれも増加傾向にあり、今後も一定程度の増加が見込まれることから、業務量の増加に伴いエネルギー使用量が増加する可能性があります。

一方で、本連合としても、省エネルギー機器の導入や運用改善等を通じて、可能な限り温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

このため、本計画における削減目標については、本連合の事務・事業の特性を踏まえつつ、実効性のある水準で設定するものとします。

### (2) 温室効果ガスの削減目標（実際に達成可能な目標を設定）

計画見直し時点における直近年度である令和6年度の温室効果ガス排出量は21,557t-CO<sub>2</sub>であり、既存計画における同年度の目標値を上回る状況となっています。

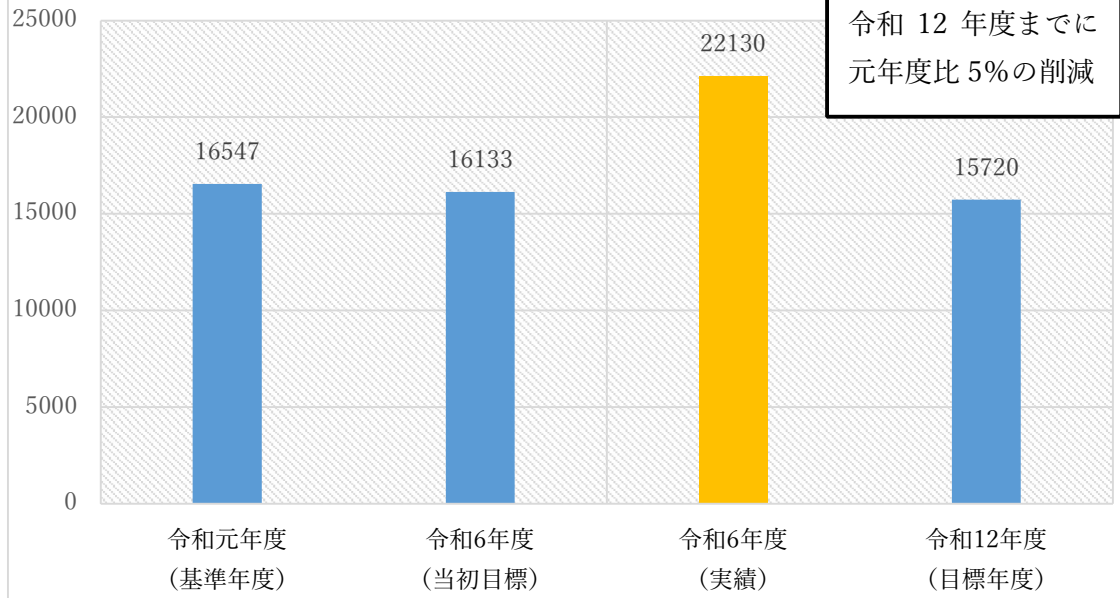
これは、火葬件数の増加、し尿処理量の変動及び消防出動件数の増加等、業務量の増加による影響が大きいものと考えられます。

このような状況を踏まえ、本連合において実施可能な省エネルギー対策や設備更新等を着実に推進することとし、目標年度である令和12年度において、本連合の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量を、基準年度（令和元年度）比で5%削減することを目標とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施設更新等の状況を踏まえ、必要に応じて目標の見直しを検討するものとします。

項目	基準年度 (令和元年度)	中間年度 (令和6年度)	目標年度 (令和12年度)
温室効果ガスの 排出量	16,547 t-CO <sub>2</sub> (実績)	22,130t-CO <sub>2</sub> (実績)	15,720 t-CO <sub>2</sub> (目標)
当初目標	-	16,133t-CO <sub>2</sub> (△2.5%)	△5%
見直し後	-	-	△5%

### 温室効果ガスの当初目標と中間年度の実績



## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、ごみ焼却量、電気使用量、並びに灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

##### 【取組事例】

- ・ ボイラー及び燃料消費機器の高効率運転
  - ・ ごみ処理施設における焼却炉の安定燃焼運転の確保  
炉内を 850℃以上の高温に保つことで、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)を抑制
  - ・ し尿処理施設におけるブロワ等の適正運転管理
  - ・ 火葬炉の燃焼管理の適正化
  - ・ 不要な照明の消灯及び照明点灯時間の適正管理
  - ・ 空調機器フィルター類の定期清掃及び保守点検
  - ・ ポンプ、送風機等の稼働時間の適正管理
- ※すでに取組済のものにあっては、継続を保持する。

#### ② 施設設備等の更新

新規の設備導入及び更新時にはエネルギー効率の高い機器を選択することで省エネルギー化を推進します。

##### 【取組事例】

- ・ 空調設備の省エネルギー化
- ・ 照明のLED化
- ・ インバータ制御設備の導入
- ・ エネルギー管理システム（BEMS等）の導入検討
- ・ 雨水の再利用化設備

#### ③ ごみ処理施設等におけるエネルギーの有効活用

ごみ処理施設等において発生するエネルギーの有効利用を推進し、外部からのエネルギー使用量の削減に継続して努めます。

##### 【取組事例】

- ・ ごみ焼却に伴う発電設備の効率的運用

- ・ 余熱の施設内利用の推進
- ・ 施設設備のエネルギー回収効率の向上

#### ④ 再生可能エネルギーの導入及び活用

施設の特性や設置条件を踏まえ、再生可能エネルギーの導入及び活用について検討し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

##### 【取組事例】

- ・ 施設屋根等への太陽光発電設備の導入検討
- ・ 再生可能エネルギー電力の活用検討
- ・ 電動車両の導入検討
- ・ 施設設備更新時における再生可能エネルギー設備の導入検討
- ・ 施設運転データの分析によるエネルギー使用量の最適化

#### ⑤ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

##### 【取組事例】

- ・ 本連合グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達
- ・ 補充、補填可能な文具の調達
- ・ 省エネルギー性能を考慮した設備調達

#### ⑥ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

##### 【取組事例】

- ・ 本連合地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発活動
- ・ 不要な照明の消灯
- ・ 電化製品の適正な電源管理（こまめな電源 ON・OFF）
- ・ 空調の運転時間並びに設定温度の適正な管理
- ・ クールビズ及びウォームビズの推進
- ・ エコドライブの実践
- ・ カープール（相乗り）の実践

#### ⑦ 省資源の推進

##### 【取組事例】

- ・ 両面コピー・両面印刷の実施

- ・ 資料の共有化並びに電子化
- ・ ごみ分別の徹底
- ・ プリンター及びコピー機トナーカートリッジ業者回収（リサイクルの実施）
- ・ 詰め替え可能な商品の購入

## 6. 本実行計画の推進体制

### (1) 推進責任者及び推進担当者

事務局長を本実行計画の推進責任者とし、推進責任者は、計画の策定・見直し並びに計画の推進・点検の統括を行います。

また、本実行計画策定部署の事務局総務課及び対象範囲の施設を管理する事務局環境衛生課、環境施設課並びに消防本部総務課の各課長を本実行計画の推進担当者とし、推進担当者は本実行計画の進捗状況を把握しつつ、総合的な推進を図ります。

### (2) 推進体制

本実行計画を効果的に推進するため、毎年度、環境衛生課、環境施設課並びに消防本部総務課において取組の実施状況及び目標の達成状況を把握し、推進責任者及び推進担当者が出席する会議に報告するとともに、当該会議において点検・評価を行い必要に応じて措置内容や取組手法等を見直します。

#### ① 総排出量の点検・評価方法

総排出量については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数を用いて算定し、本実行計画における削減目標値と比較検討を行います。なお、施行令の改正により排出係数が変更となった場合には、点検時の排出係数を用いるものとします。

#### ② 活動区分ごとの点検・評価方法

①の方法により算定した総排出量を次の区分ごとに点検します。

##### 【点検項目】

- ・ 2. (3) の温室効果ガスごと、活動区分ごとの排出量
- ・ 施設単位の排出量

#### ③ 結果の公表

①及び②の点検結果の公表は、菊池広域連合ホームページで行います。

その他、評価の過程で判明した見直し事項を含めて職員に周知・徹底を図ります。